

第14回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年5月12日（金）9：00～12：10

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔防衛庁〕

増田好平防衛参事官、宮崎信敏長官官房文書課長、武田博史長官官房施設課長

〔国土交通省〕

中島正弘大臣官房総括審議官、吉田義一北海道局長、岡田俊夫北海道局総務課長

主な議題

防衛庁からのヒアリング（防衛施設関係）

国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係）

追加検討要請6事項に係る検討状況（事務局）

最終取りまとめ構成案について（事務局）

【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第14回会合を開催いたします。本日も大変御多用中のところ御参集いただきまして、ありがとうございました。

本日は、小幡委員、森委員は御欠席です。

（報道関係者退室）

座長 総人件費の改革に関する議論を行います。

まず第5回当会議において、今後、機構改革が進むことが確実なため、その動向を注視することとした防衛施設関係について、防衛庁からヒアリングを行います。談合等の再発防止に向けた検討会の中間報告を中心に、約5分間程度で御説明をお願いします。

防衛庁 お手元の資料は最初に本紙2枚紙と、別添1、別添2という形の2つの資料が付いております。本紙の2枚紙で原則説明をさせていただきます。

いわゆる「防衛施設庁解体に係る組織改編の検討状況」でございます。経緯は既に皆さんも御承知のところだと思いますけれども、1月30日に現職2人、OB1人が逮捕されたという事件がありました。私どもとしてはこの事案の背景には、いわゆる防衛施設庁の独自性・特殊性というものがあったという観点から、防衛施設庁を解体するということともに、全庁的な観点から見直しを行って、新たな防衛組織を構築するというところで、現在、検討をしているところでございます。

今、2つの検討をやっております、1つはこの事案の抜本的対策に関する検討会というものを、これは1月31日から立ち上げまして、これまで第12回まで行ってきております。そして、4月27日に取りまとめたものがございまして、それが別添1の資料でございます。もう一つ、4月7日から今度はこの組織そのものをどうしていくかということについて検討をする組織の検討委員会を立ち上げました。これは大臣に委員長をやっていたいただいております。これまで2回開催いたしまして、取りまとめたものが別添2で付いているものでございます。

資料の2ページ目にそのポイントが書いてございますので、そこで説明をいたします。「2 新たな防衛組織の概要」というものでございますけれども、まず「(1)防衛施設庁の業務の精査・見直し」という点でございます。防衛施設庁を解体するということではございますけれども、防衛施設庁がこれまで行っている業務がなくなるわけではございませんので、それを精査をして、どういう形で防衛庁の中に統合していくかということになるうと思っております。

その意味では防衛施設庁の業務は、その性質に応じて大きく以下のように整理をしていると。当たり前のことでございますけれども、組織管理業務がございます。防衛施設庁本庁にも総務部というところがございます。総務課とか人事課とか会計課とか、そういう課がございます。そういう組織管理業務があります。これについては内部部局の方に統合しよう。

2番目として、ちょっと抽象的でわかりにくくて恐縮ですが、地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務。これはいわゆる基地、もしくは自衛隊の施設というものが、ある種の迷惑施設のような観点があり、そういった迷惑をどう処理するかというような観点。非常に簡単にいえば、いわゆる基地対策、もしくは周辺対策というような事業をやっておりますが、そういったものを中心とする業務というものについても、基本的には企画部門については内局に。

3番目として、施設の取得を中心とする調達業務。これはまさに問題となりました建設工事と例えば、土地を購入するという不動産購入のようなものがございます。そういう施設の取得を中心とする調達業務については、透明性の高い実施部門に移行しようということでございます。

そして、今後まさに既存の内局の組織管理業務を所掌する部門との関係なども整理をいたしまして、新しい組織を具体的に検討していきたい。まだ、この段階では透明性の高い

実施部門という言い方でございますけれども、それがどういう組織になるのか。そして、その中で実はこの点について、自民党の方からも御提言をいただいております。いわゆる問題となりました建設工事の部門についての大半について、独立行政法人化すべきであると。公務員型の独法でございますけれども、御提言もいただいておりますので、その点についての適否も検討していきたいと思っております。

「(2) 防衛施設局の再編」でございますけれども、全国に8つの施設局がございます。防衛施設局については地域と防衛行政との接点を担う地方支分部局に再編をしたい。具体的にいいますと、現在、防衛施設局が行っている業務に加えまして、広報であるとか渉外、防衛政策に係る地方との調整といった業務を実施させたいと思っております。そして、今後新たな再編された後の地方支分部局の数とか担任区域の在り方などを検討していきたいと思っております。

「(3) その他」という点でございますけれども、これは実は、額賀長官が一番力を入れている点でございますけれども、全庁的な立場から監査・監察を行う組織・部局の新設ということでございます。まさに平成10年に額賀大臣が最初の防衛庁長官のときに、いわゆる調本事業案というのが起こりまして、当時、調本というのも解体いたしました。今回は施設庁の問題が起こりました。

ですから、大臣のお気持ちとしては、あの時点において、なぜ施設庁も自分の問題としてこの問題を考えなかったという点が非常に怒りすら覚えるという御意見でございまして、そういった意味からまさに第3の事件は起こってはいけないという観点から、全庁的な監査・監察組織を設けるべきであるということでございます。

今後これにつきましては、既存の監査・監察組織との関係なども整理して、無駄のないものをつくっていききたいと思っております。ただ、イメージとしては、いわゆる内部部局とか各幕僚監部からは独立した形で、新しい組織をつくりたいという考え方でございます。今後のスケジュールでございますけれども、この別添2に付いております骨格、論点というものを4月27日に出させていただきます。そして、5月末にはこの論点につきまして、論点の整理をいたしたいと思っております。そして、この紙に書いてあります6月末までに組織改編案の概要を提示して、その後、8月末の概算要求に向けた作業をいたしていきたいと思っております。

座長 それでは、ただ今の御説明に関して、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴いたしたいと思っております。

委員 先ほどのお話の中で、施設の取得を中心とする調達に係る業務について、透明性の高い実施部門として、独立行政法人という話がありますね。詳しくは知らないのですが、事務局においてもよく調べておいてほしいんですけども、政府部内にあるときと独法になったときとで、今、問題となっている随意契約についての基準が違うのではないですか。独法については、随意契約が許される金額とかそういうことについて、基準が甘いのではないですか。しかも、次に問題が起こったら、独法の長に責任を取らせて政府高官や大臣

には影響が及ばないとか、そういうことになってしまうということだとすると、独法に移して、本当の意味で透明性を高めることになるのかどうか。そのところの検討はどうですか。

防衛庁 まだこの点については十分な詰めが行われてはいないところでございますけれども、今、御指摘の随意契約等の契約行為そのものにつきましては、いわゆる建設工事等については国が行わざるを得ないと。したがって、独立行政法人化するとしても、例えば積算とか計算とか、自民党の御提言の中にも施工監理とか、そういう部分について独立行政法人化できないかと。

今、私も十分に答えがないんですけれども、契約そのものはいずれにしても国が行わざるを得ない。支出負担行為担当官は国の職員がやらざるを得ないというルールですので、契約そのものは国でやろうと思っております。

その契約の前提になる積算等々について、独立行政法人の方にやらせることが可能でないのかどうかということについて、検討していきたいと思っております。

委員 いずれにしても、もうこういうことが起こらないようにすることが大事なので、組織をどうしたらよくなるかという話でもないように思うのです。だから、いろいろな議論は各方面であるのかもしれませんが、何か党がみんなきれいかどうかもわからないから、ここらの詰めはきちりと検討しませんと。

座長 さもないと、なぜ独法化するのかということがわからないことになる。

委員 そういうことです。

委員 監察を内部の人がやっても、しょせん同じではないかと思うこともあるので、防衛という性質上外部の人に余り見せると具合が悪いのかどうか、そこはわからないんですが、外部の人にやってもらうということも考えた方がいいような気がします。

防衛庁 その点については、実は別添2の1ページ目の一番下で、この新しい部局については、一番最後の行に「部外の人材も登用する」ということは考えております。イメージとしては、監察のトップ、その次のポストのようなところに例えば、検事さんであるとか、もしくは公認会計士の方であるとか、そういう方に入っていただく。もしくは純粹の民間の方ということもありますけれども、そういうことも今のところ、少なくとも視野に入れて考えているところではございます。

我々は何しろ、外務省がいわゆる不祥事があって、監察組織をつくったときの今の監察官の方は最高検の検事さんにやっていただいていると聞いておりますので、そういうことも参考にしながら考えていきたいと思っております。

委員 定員がどうなるという説明がないのですが、それはまだ検討されていないんですか。

防衛庁 これは我々もかなり先だと思っております。組織を考えていく上で、まさに定員なり、自衛官の場合は定数という概念ですけれども、どうなるかというのは組織の内部でも極めて機微なので、まずその方向性とか何とかを固めていって、その上で詰めていき

たいなと思っているところでございますので、定員がどうなるかについて、少なくとも今日の段階でなかなか言える状況にございません。

委員 ただ、防衛施設庁が防衛庁の中に取り込まれて、結局、定数上は何もかわらないということになると、国民の側としてはすっきりしないという感じがあります。これは不祥事が起きて、こういう解体的出直しということになった以上、やはりそういうけじめみたいなものが必要なのではないかと感じます。

座長 検討スケジュールが随分遅いですね。それは委員のおっしゃるとおり、恐らく国民は納得できないです。

委員 これはいわゆる内局の方の話ですので、自衛隊の定数の話などが出てくる話ではないでしょう。

防衛庁 ただ、自衛隊の部分に絡まないかといいますと、要するに防衛庁全体で契約行為というのは大体1年で2兆円ぐらいの契約をしております。

問題になりました建設工事は、大体年間に2,000億円ぐらい。残りの1兆8,000億円というのは、いわゆる装備品を買っております。装備品を買っておる中の1兆2,000億円は、あの問題となりました調本事案が起こした、今は契約本部とっており、これから法案をお願いして装備本部というところに移りますけれども、ありていにいいますと残りの3分の1ですね。だから、6,000～7,000億円は部隊で調達をしております。

今日はポイントのところの説明しませんが、いわゆる部隊が行っている調達についても見直しをしていきたいと思っているところでございます。

もう一つ、監査・監察については自衛隊の組織なりも監査・監察の対象にしようということでございますので、そういった意味では自衛隊の部隊にも組織の議論が及んでくると思っております。

委員 今の委員の発言と関係するんですけれども、提出された検討状況を読む範囲内では、スリム化ということについての考え方が余り入っていないのではないかと。下手したら焼け太りではないかということもあるので、やはりどこかにスリム化をまずするんだということはポリシーとして入れていただく必要がある。その上で、どういう組織をつくるのかというのが必要なもので、単に今これをこちらに分けます、こちらに統合しますということだけではいけない。どうも我々の感覚でいうと、いろんなことがあったって、結局変わらないのではないかと話になってしまうので、是非大きくスリム化するんだというポリシーをどこかに明確に入れていただく必要があるのではないかと思います。

座長 それはよろしいですか。委員も御指摘になったように、本当にこの中に入っていないんです。避けて通っているのではないでしょうけれども。

防衛庁 避けているというのであればございますけれども、総人件費改革の議論として、要するに施設庁の問題に限らず、防衛庁、自衛隊全体としての議論というのが行われていると理解はしております。

委員 これから普天間の移設問題が今日も大きく出ていますけれども、いろいろな取組

が早急に行われている中で、もともと不祥事に関わる防衛施設庁そのものの組織とか、そういうものの中で逆にいえばスリム化が図れることもあったと思うんです。例えば、建設部のいろいろな配置の問題とか。

ですから、今他の委員もおっしゃっているように、本当にこの防衛施設庁を解体して、新しい防衛庁という組織をつくるということにどういうメリットがあるのか、ということですね。特に、今まで防衛施設庁は米軍ということの中で、建設などいろいろなお仕事をされてきたんですけれども、やはり今回の見直しの中で人員配置の問題とか組織の中にスリム化、効率化されたものがきちんと示されないと、国民はなかなか納得できないと思うのです。不祥事に対してどういう再発防止をするための方策と同時に一番大事なものは、国民にとって防衛施設庁が解体されて、こういう新しい形になったときに本当に組織そのものがスリム化されるべきだと思うのです。

細かいことはわかりませんが、建設部などの在り方みたいなものをしっかり見直していけば、今の時点でも我々が考えている全体的なスリム化の具体的な内容が出てきていいのではないですか。まだ全くそういうのは出ないんですか。

防衛庁 先ほど、一番最初に定員の話がないねという御指摘をいただいたところでお答えしたことに尽きておりまして、まだ人数をどうするかというところまでは正直検討は進んでおりません。

今、建設部といわれている人たちは、本庁と地方を含めて800人程度の人間がおります。効率化何とかという議論は考えていかなければいけませんけれども、建設工事については契約そのものは地方の局で行っております。それは契約の相手方も例えば、大手のゼネコンであっても、契約は地方の支店がするというようなことに対応しておるのかなという感じはいたしておるんですけれども、そうしますとどうしても、それぞれの地方地方に契約部門と積算部門を置かなければいけないというのが、正直これまでの現状でございました。

委員 今そこまでの検討意識ができていないということですが、大きな改革を進めていくときに何をもって基本的な、言ってみればアジェンダをきちんとつくるのか。つまり、不祥事という契機だけれども、その中で新しい防衛庁、内局を含めた防衛庁全体がどういう形であるべきなのか。組織の在り方、人員の在り方についても、そういう中に当然骨格として位置づけられた中で、見直していかないといけない。ある部分の不祥事という一種の言葉は悪いんですけれども、膿の部分を取り捨てて直すという問題ではなくて、それが全体に及ぶ組織の在り方とかいうことを考える。

ですから、今までの防衛施設庁の御検討でも、建設建設とこだわって申し訳ないんですが、そういう部分が例えば、防衛施設局の配置の問題があり、ある地域によっては近くに2つもあるとかいろいろありますね。また、別に自衛隊員募集などを行っている組織もありますね。

そういったものをある部分統合しながら、何か新しいものがないかとか、つまり別々に防衛庁と施設庁がやっている組織の中で、今まででも連携できるようなものがあるよう

な気がするんです。だから、そういうものをきちんと見直していけば、できるのではないかということなんです。

防衛庁 まさに防衛施設局というものがあって、これは防衛施設庁の地方支分部局でありました。今回これを防衛庁の地方支分部局として、いわゆる防衛施設だけではない渉外とか広報であるとか防衛行政を地方に発信するとかいう性格のものに変えていこうという意味で、今、御指摘のありました、我々は地方連絡部と言っているんですけども、募集をやっている部門が陸上自衛隊の機関として全国にあるわけでございますけれども、それとの関連も付けていきながら、効率化を図っていききたいということは考えております。

座長 いずれにしても各委員の指摘は、説明を聞いているとよくわからなくなるということなんです。今回の不祥事対策を契機としてと言っては何だけれども、ちゃんとスリム化していただきたいということです。その視点が残念ながら書面からは一切見て取れない。だから、徹底的なスリム化をしてもらいたいと各委員が要請をしているわけです。したがってこの会議としても、この指摘を最終取りまとめに盛り込んでいこうと思います。

それから、行政管理局に対して、概算要求時の新組織の査定に当たって、厳格にチェックするよう要請をしたいと考えます。よろしく願いをしたいと思います。回答を聞いていても、よく分からない点がありましたが、そういうことにさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

防衛庁 はい。

座長 ありがとうございます。

委員 さっき独法化で透明性が増すという話だったんですけども、資料の別添2の5ページのところで、建設部が行ってきた発注業務について相互牽制機能を強化するために、積算は独法に移行して、契約と分離するという説明でした。だけれども、独法が行政機関に対して相互牽制機能というのをもち得るんですか。

つまり独立行政法人は、主務大臣の下で明確な目標を持って、粛々と業務を効率的に執行するところですけども、ここで言っている相互牽制機能を強化するために独法化という手段を使うのであれば、私は違うように思うんです。担当部局を独立にして局長を別にするということとは、意味が違うと思うんです。だから、相互牽制機能の強化ということと効率的に業務を行うということとは違うということ念のために申し上げたい。

座長 よろしいですか。

防衛庁 はい。

委員 簡単に言いますが、今日のプレゼンを受けまして、組織の再編成の目的と手段というのはよくわかったのですが、今日2ページで今後のスケジュールの中で「6月末までに組織再編成の概要を提示」とあります。この中にスリム化を目的とした手段というのをより明確にしてほしいというのが座長の要請だと思います。私も委員の1人として同意見です。

座長 よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

(防衛施設関係者退室)

(北海道開発関係者入室)

座長 次に、先週ヒアリングを行った北海道開発関係について、再度、国土交通省からヒアリングを行います。前回のヒアリングを踏まえての検討結果ですから、簡潔に説明を願いたい。重複のないようお願いをしたいと思います。

国土交通省 資料5に基づきまして、北海道開発関係につきまして、御指摘されている事項の検討状況について、御説明させていただきたいと思います。

資料をお開きいただきたいと思います。まず1点目の「防災・技術センターの独立行政法人土木研究所への統合等について」でございます。

これにつきましては、防災技術センターの業務のうち、技術開発・改良、調査試験等の業務につきまして、独立行政法人への移管の可能性を検討中でございます。また、防災技術センターが実施しております防災関係業務及び積算基準関係業務につきましては、国自ら実施する必要があることから、開発局の本局に移管する方向で検討中でございます。

さらに、防災技術センターの技術開発・改良、調査試験等の業務の独立行政法人への移管に合わせまして、これらの業務に関連して開発建設部において実施しております技術開発関連業務につきましても、独立行政法人への移管ができないかどうか、検討中でございます。2点目の「事務所・事業所等の統合について」でございます。

事務所・事業所等の統合につきましては、通常時における維持管理や工事等の実施及び災害等の緊急時における危機管理対応を考慮しまして、現場までおおむね1時間から1時間半で到達できるよう事務所等を配置することを基本に計画的に統廃合を進めることとしておりまして、17年度に128か所ありました事務所・事業所等につきまして、5年間で4分の1、これは32か所になりますけれども、削減しまして、96か所体制とする方針であります。

しかしながら、この方針により統廃合を進めましても、なお単独で存続することとなりますダム管理所など数か所の事業所につきまして、これも更に統合できないかどうか、検討中でございます。

なお、開発建設部につきまして、前回のこの会議で、札幌開発建設部と石狩川開発建設部の統合につきまして、お話させていただきましたけれども、それ以外の開発建設部の統合につきましては、地方自治体などの地元関係者との調整・連携に支障が生じること、災害時における事務所・事業所及び地方自治体への支援に大きな支障を生じること、事務所への日常的な業務指導に支障が生じる等の問題がございます。

このため、この札幌と石狩川以外の開発建設部の統合につきましては、これらの問題への対応策を十分に講ずる必要があるとともに、地元自治体等への影響が大きいため、慎重に検討を進める必要があると考えておりますけれども、この開発建設部及び事務所を通じました組織の効率化を図るために、事務所の経理・契約事務を開発建設部で集中処理するなどの合理化策を実施してまいりたいと考えております。

座長 それでは、御意見を頂戴したいと思います。この前、削減数というのは何人でしたか。

国土交通省 861人、約14%ということで御説明させていただいております。

委員 今度は何名なんですか。

国土交通省 今のような検討事項については検討中ございまして、具体的にどのぐらいになるか。先ほどの独立行政法人の移管についても、本当にどのぐらいだったら理屈が付くかということもございまして、とにかく早急に検討を進めてまいりたいと思っています。

国土交通省 センターを丸々廃止するという感じになるんですけども、廃止をしてみても、全部で今50人しかいないんです。だから、それ以外にもっと試験技術的な分野を拾い集めて、少しでも詰められないかと。本当に申し訳ございませんけれども、この方向で一生懸命やりますので、しばらく御猶予いただきたいと思っております。

委員 基本的なことをお聞きしますけれども、例えば、開発建設部の中に、道路に関わる人も河川に関わる人も、それぞれおられるわけですね。その相互の間の人のやり繰りとかいうのはどのようにやっておられるんですか。

つまり、もうお前は道路だけだとか、お前は川だけだとかいうことで、一切異動というか、交流や協力する体制があるのかないのか。そういう中でのやり繰りをうまく考えないといけない。つまり、縦割りがどこまで貫かれていて、国民に無駄をもたらしているのかどうかということについて、お伺いしたいんです。

国土交通省 人の行き来につきましては、今、道路と河川の話がありましたけれども、基本的には道路につきましては、技術職員についてはずっと道路、河川についてはずっと河川ということですが、もちろんその中でできるだけお互いに仕事をするようにという人事も進めているところでございます。

委員 それをもっと進めたら、総理が要請されているような形の答えが出てくるとか、そういうことはないんですか。つまり私どもとしては、これは札幌と石狩川の開発建設部の話を出したけれども、それ以外については必ずしもまだ答えが出てこない。いろんな内部事情があって大変なんだろうなとお察しするんですけども、同じ開発建設部の中で、業務ごとに協力することによって削減することはできるかどうかという御検討はされているのかどうか、お聞きしているんです。

国土交通省 例えば、道路の部隊と河川の部隊と農業の部分と港湾と、技術的に4カテゴリーぐらいですかね。営繕もちょっとありますけれども。事業量の変動でどこかで余剰が出た場合、それを使えばカバーできるのではないかというような御発想だと思うんですけども、少なくとも今の瞬間でいうと、その人間が何屋さんかはともかく、工事系の事務所で工務の係りを2ライン、係長と係員で回すという、1ラインを2人で体制を組んで、何ライン要るかというところをまずつくっているのが今行っている作業でして、削減していく中で、そこに来る職員のがひょっとしたらその分野をやったことのない者かもしれないという事態が実は生じるかもしれないんです。

今は人を見ての検討をやっていませんので、ちょっと説明が下手ですけども、この事務所には道路の工事のラインで2ライン要るので、それは残すと。今は単純にいうと、係長と2人いたところを1人削って、3人のところを2人にするという作業をしています。その結果、張り付けられるのは、ひょっとすると道路屋さんがいなくなって、河川の人にやらしてもらわなければいけないかもしれないということは生じています。それはもう覚悟をしているというか、そこは何とか乗り切っていかなければいけないと思っています。

委員 かく申し上げるのは、特別会計の改革では、道路とほかのものと一体化しますね。その法案を今やっているわけですけども、そういうことを考えたら、これは北海道で先陣を切って合理化を進めるということでお願いしたい。縦割りの弊害がなくなってくるわけですから、これは国民にとってありがたいことなので、そういう観点からも検討を是非進めていただきたいと思います。

国土交通省 そういう人事は、スリム化すると避けられないと思います。

委員 もちろんそうです。スリム化すれば、そういうことが進むということもありますし、そういう観点からスリム化を進めるというのもあると思います。

国土交通省 どちらが効率的にいいかというのは微妙なところがありまして、縦割りで弊害もあるんですけども、道路ばかりやった方が慣れることは慣れるものですから、同じ事務所ですとやっている維持管理とかそういうのは本当に現場のことをわかりますので、そういうこともあることはあるんですけども、逆の弊害もありますので、検討の中に含めて、やっていきたいと思います。

座長 ほかに御意見はありますか。

前に861人という純削減数を提出いただきました。しかし、総理大臣からの意向というのは、2～3割削減しろよということである。それに対して、なかなかそんなことはできないよということというのは、どうも余りさえない話だなと思うんです。我々有識者会議としても、総理に対して御回答のしようがないというのが現実です。国土交通省としても総理にどのように御回答なさるのか。それは別に有識者会議に答えるのと総理に答えるのは、ガラッと変えたり何かするのであれば、それはそれでもいいんですけども、検討中というのが非常に多くて、我々としては総理に対してお話のしようがないわけです。

ですから、検討中ではなくて、なるべく早く検討し処置をしてもらって、いわゆる人数の削減の実数というものをを出していただきたいと思うんです。そういったことでどうでしょうか。これ以上、押して引いてをやっていても、結論が出ないと思うんです。そちらがああ言えば、こちらもこう言いますから。これは総理にお答えになれるようなことで検討し処置をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでよろしいですか。ありがとうございます。

(北海道開発関係者退室)

座長 次に、先日ヒアリングを実施した追加検討要請6事項の、その後の検討状況その他について事務局から報告します。

事務局 それでは、資料は、資料6-1から6-6までです。追加6事項についてのその後の回答状況について便宜事務局の方から一括して御説明をさせていただきます。資料6-1から6-6までのうち、会議の方に、これまで純減の数について具体的な回答がありましたのは、資料6-1の登記・供託関係及び資料6-2の国有財産管理関係でした。

今回、資料6-3以降、官庁営繕関係、国土地理院関係、自動車登録関係及び気象庁関係の4事項についても、ヒアリングの結果を踏まえて、関係省から純減数についての具体的な回答が来ています。

まず最初に、結論だけ申し上げます。純減数の計として、官庁営繕は計122人、国土地理院は計70人、自動車登録は計138人、気象庁については、一方で増員があり得るということで、純減の上積み部分に対応する数として192人です。このうち、気象庁については、気象研究所174人の非公務員型独法化というものが含まれていますので、それを除くと、狭い意味の純減に当たるのが18人ということになります。

資料6-1以降、順次簡単に内容を紹介させていただきます。

資料6-1の登記・供託関係です。お聞きいただきまして「市場化テスト」で1,181人を実施するなどにより、計1,588人を目標として定員の削減を実施するということです。

別紙1以下、別紙1は「市場化テスト」の実施について、年度別のスケジュール、具体的な取組の内容といった事柄が説明されています。

別紙2は、同じように登記所の統廃合の取組について具体的な取組内容を示しています。

別紙3は、国民の利用を促す必要がありますので、難しい要素がありますが、オンライン申請の利用率のアップについて、法務省内におけるプロジェクトチームといった体制及び法務省としてユーザーサイドに働きかける具体的な取組の内容を、同省の対外的コミットメントとして示しています。

また、参考として、単純に今ある業務をコンピュータ化するのではなくて、業務フローそのものの見直しを行うという説明内容となっています。

資料6-2が国有財産管理関係です。お聞きいただきまして、約1,800人の定員に対しまして、計181人の純減をします。5年の間定員の増員要求もしませんということになっています。

各論の宿題に対しましては、3ページです。まず、単純な定型的な業務の民間委託ということだけではなくて、不動産の高度利用などの面において、民間のノウハウの活用に努めてもらいたいという指摘に対しては、残念ですが、当面具体的なノウハウを活用させていただけるような場面が思いつかないという回答となっています。

ただ、それとは別次元の話ではありますが、民間の御意見の活用という意味では、有識者会議とか、審議会などにおける民間の有識者の方の御意見をいただいているところであるということをおっしゃいます。

財務事務所、出張所の統廃合について、特に出張所の関係は5ページのところになりますが、かつて30か所あったものが、業務量の縮小に伴って、現在、13か所ぐらいまで縮

小はしてきているものの、当面、直ちにこれを統廃合することは困難ではあるとしています。しかしながら、引き続き今後とも適正な組織管理に努めていきたいといった回答です。

資料6-3が官庁営繕関係です。全体約1,200人の定員に対して、計122人の純減をします。取組内容については、2ページ以下説明があります。会議の場で論点の1つになりましたのが、官庁営繕の総括権あるいは調整権の対象となっているような、国の三権に属する機関が直接利用しているような建築物が2万施設であるとか、8万棟を数えるとか、そういう説明がありました。しかし、全体像が必ずしもよくわからないという指摘がありましたので、これに関してイメージ図ですが、全体の調整対象、管理対象についての広がり整理して説明しようとした資料が提出されてきています。

資料6-4が国土地理院の関係です。お聞きいただきますと、約800人の定員に対して、計70人の定員を純減します。それぞれの業務要素ごとに積み上げをしてきた結果であるということです。

地理院の関係については、もう一つ4ページのところに独法化の検討についてということに関する回答結果が書いてあります。国境の確定などということになりますと、最近では、竹島関係の海域の調査が話題になりましたけれども、仮に陸上について測量するということであれば、国土地理院の職員が行って行うということになるというのが、現在の事務の整理であるとのことです。あるいはGISの推進についても中心となって関係各省に働きかけをしている。そういう実情にあるので、独法化の検討の御指摘については、行政機関として、現在やっているような作用について難しいことが起こるといことが国土交通省としての検討結果ですという回答内容になっています。

資料6-5の自動車登録関係については、独法化の検討に関係して、特別会計改革で閣議決定で定められている独法化の検討をすべしという事柄についての整理がヒアリングの際にやや混乱した面がありました。

1ページ目が、それについての整理内容です。一番上に枠囲みで囲んでおりますのが、行政改革の重要方針の閣議決定における特別会計改革部分の自動車検査登録特別会計の関連部分の抜粋ですが、書いてある事柄は、自賠責特会と、自動車検査登録特別会計、この2つの会計について、平成20年度に統合し、無駄の排除を行う。その後、つまり、平成20年度の後、業務の性質に応じて独法化等を検討するというのが特会改革で定められている内容です。

したがって、現在この2つの特別会計で実施しているさまざまな広がりのある業務全体について、2つの会計を統合した20年度以降の段階において幅広く検討するということになります。検討のタイミングの問題と検討の対象となる業務の範囲において広がりがあることが回答のポイントとなっています。

他方、当会議の方から検討を要請したのは、ここで書いてあります事柄のうち、自動車検査登録特会で実施している事業の7番目にあります自動車の登録業務についての独法化の検討です。当会議としては、この点の検討を促したものであって、それについては前回

の会議で説明したことが国交省としての検討結果ですという説明です。

2ページ目、そういう自動車登録関係について、定員の純減についての検討結果は、約900人の要員数に対して、計138人の純減をしますという回答となっています。

資料6-6が気象庁関係です。

検討結果を端的に示しているのは、3ページのところです。検討結果として、気象研究所を非公務員型の独法化をします。これで174人を純減します。

それから、測候所については、その後、会議の指摘を踏まえて検討した結果、原則として測候所としては廃止をする。これで、純減ではなく削減ベースで338人が一旦落ちますけれども、実は、4ページに内訳が書いてありますが、測候所としては廃止するものの、引き続き観測要員などで残す要員が一部必要であるとか、あるいは定員合理化計画の実施に充たしたいという部分が大部分を占めていまして、338人のうち、結論としては、会議の検討要請に答えて上積み純減をする部分は18人であるというのが回答です。

また、独法化の検討に関しては、気象研究所以外のその他の研究部門と見られる施設等機関についての回答も来ています。それによると、高層気象台、地磁気観測所、いずれも気象研究所と並ぶような施設等機関ということではありますが、研究部門ということではなくて、長期的ではあるが観測監視業務を行っている部分であるので、気象研究所のように、非公務員型の独法に移行することはなじまないという検討結果であるとの回答です。

また、教育部門についての御発言がありました。気象大学校については、高卒の段階で毎年15人ほど職員として学生を採用して、4年間の実務及び高度な専門的な研修をして、人材養成をし、地方気象台の方に幹部要員として配置するというやり方をしているようです。これについての国土交通省の回答結果としては、行政機関の職員を対象とする研修施設、というか学生を公務員としているという方が正しいのかもしれませんが、ということであるので、行政改革会議以来の整理によれば、廃止または独法化は適当ではないというのが国土交通省の検討結果として出されてきています。

以上が追加検討要請事項6事項について各省から出された回答の概要です。

併せて、資料7の方の御説明もさせていただきたいと存じます。

本日もお時間の許す限りお願いしたいと存じますが、具体的には次回の会議以降、最終取りまとめに向けての御議論を進めていっていただきたいと考えていますが、その前提としまして、資料7ですが、最終取りまとめの構成案のイメージを事務的に整理をさせていただきました。

実は、中間取りまとめを3月30日におまとめをいただく際に、会議の場であるいは各委員から個別に、いろいろな御示唆、御指導をいただきまして、既に何点かについて構成上の方向性というのが出てきているように思います。

例えば、会議としてのメッセージを明確に示し、インパクトのある表現に努めるべきである。全体としては、簡潔な記述で短いものを心がけるべきである。細かい部分については資料として後ろの方に回すという工夫もある。

とはいいながら、他方では、全体としては短くするということではあっても、会議としての基本的な考え方については、明確に、それもできる限り前の方に書き込むべきである。例えば以上のようなことがあったかと存じます。

また、今度の場合には、この会議としての「最終取りまとめ」ですので、全体として結論の部分をどのように書くかということが非常に大事になってくると思います。

例えば、けれども、独法化の議論も含めて、広範な業務の直しについての御指摘をいただいていたところですよ。今回のミッションとの関係で、独法化の議論については、国立高度専門医療センター、森林管理や気象研究所とか何点かについては非公務員型の独立行政法人にするとの結論が出てきておりますけれども、そのほか、独法化という結論に必ずしも至らなかった分についても、会議として業務の性質上、そういったものが独法化になじむものではないというお墨付きを与えたものではないと明らかにしておくことが必要でしょうし、事務局としてもそのように受け止めています。

それから、各省側から出されてきた純減の数につきましても、その数自体について、それ以外にないということをお墨付きを与えるのが会議の御指摘の本旨でもないように存じております。

そういったことを踏まえまして、各論の書き方として、業務の見直しの内容について、場合によって中長期的な課題も含めて、今まで御指摘をいただいたような事柄を中心に、最終取りまとめの各論部分になるべくきちんと明確に書き込んでいくことがよいのではないかと、これは各委員からも個別に御意見をいただいているところです。

他方、各省の最終的な回答の要旨は、これを最終取りまとめの中に入れていきませんと、最低限の議論の経緯と最終的な状況が分からないと思いますので、各省の回答結果として、純減数などを最終取りまとめの中にて引用するということは必要かと思いますが、それ自体を会議として何かお墨付きを与えるということの誤解を招かないように、構成上の工夫をしていくことがよろしいのではないかと考えています。

以上のような点も含めまして、後ほど構成案について御意見をいただければと存じます。

座長 ただ今御報告を申し上げた追加検討要請事項、それから資料7の最終取りまとめの構成案について、御意見、御質問を頂戴したいと思います。

事務局 まだ、最後まで打ち続けますけれども、これでいいということではございませんで、引き続き積み上げの努力をさせていただきたいと思っております。

座長 いかがですか。

委員 配置転換、採用抑制等の枠組みというのは、その後、何か進んでいるんですか。

事務局 労働関係団体との話し合いもしなければいけませんので、そういう話合いの場を行革推進法が成立したら設けたいと思っておりますその場で一通り議論させていただいて、しかる後に、3月末に御説明したような形で実際に発足をさせたいと思っております、実際のタイミングは、行革推進法に基づく行革本部の設置が法律成立後ほどなくその下にできますので、ですから6月に入って立ち上がってくるのかなと考えています。

それから、そういう折衝ごともあるので、今日時点で体制や構成についてはっきり言うのはあれですけども、とにかくしかるべき者が中心に据えられるという形のものを想定して出していきたいと思っております。

事務局 非常に政府の体制としてしっかりしたものにしてほしいという要望がありますので、それを踏まえて協議していくと。

委員 この有識者会議の使命である目標達成があるわけですね。まだ確定していませんが、今の状況の中で、目標達成はぎりぎりクリアする話なのか、はるかにクリアする話なのか、予測はなかなか難しいとは思いますが、今、どのような感触になっていますか。

事務局 5%以上の純減は確実に達成できるだろうと思いますが、いろいろな不確定要素もあります。これからの治安等における増員の問題もありますので、したがって、できるだけぎりぎり最後まで積み上げる努力をしていきたいと思っております。

委員 行革推進法の成立と最終まとめの関係については、直接意識しなければいけないのでしょうか、どうですか。例えば、国会の審議過程で附帯決議とかをもらいますね。そういうものを受け止めて、そういうものも意識した取りまとめにする必要があるのか、あるいはそれはそれと考えていくのか、その辺はどうでしょうか。

事務局 有識者会議自体として直接リンクはしませんが、ただ、まさにその基本の行革推進法を国会で御審議いただいているわけでありますから、行革推進法の成立を待って、更にその先の具体化の作業を進めていくことが適当であろうと思っております。そういう意味では、できるだけ早く考えを整理したく、今回の作業をお願いしているということです。

座長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

それでは、本日の会議は、これで終了といたしたいと思っております。皆さんの御意見を踏まえて、最終取りまとめについて作業を進めていきたいと思っております。

次回の会議は、来週の火曜日、午前9時です。今回と同じくこの会議室ですので、よろしく願いをいたします。詳細は、また事務局から御連絡をお願いします。ありがとうございました。

～ 以 上 ～